

12章 認定基準に適合していることの説明

12. 認定基準に適合していることの説明

基 準	項 目	説 明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	中心市街地には、本市及び熊本都市圏、さらには県の経済・文化を担う商業・業務機能及び都市機能が集積しているが、機能的な都市活動、経済活力の低下のおそれがあり、本計画に基づいた各種事業を実施する意義は大きい。この基本計画の目標を達成するための指標として、商店街歩行者通行量、熊本城入園者数、市電の利用者数、の3つの数値について目標を設定し、目標の達成状況を管理する。
	認定の手続	本基本計画の作成にあたっては、過去の取り組みに対する評価を行ったうえで、府内の関係各課や中心市街地活性化協議会と十分協議を行い、実現可能性があり、かつ活性化への寄与が期待できる事業を掲載している。
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	中心市街地は、相当数の商業・業務機能、都市機能が集積し本市の中心としての役割を果たしている。しかし、中心市街地の歩行者通行量が減少しているなど、機能的な都市活動、経済活力の低下のおそれがある。このような状況に対応するために、官民の各種事業を総合的かつ一体的に実施することが、本市及びその周辺地域の発展にとって有効かつ適切である。
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	府内の推進体制は、活性化を担当する関係部局を統括する組織を設置し、関係部局で構成する府内の連絡調整のための会議組織を設置するなど、一体となった体制の整備を図っている。また、本計画の作成に際しては、中心市街地活性化協議会との意見交換を複数回実施し検討を行った。さらに、市民アンケートやパブリックコメントなど、より多くの意見を反映できるよう配慮した。客観的現状分析、ニーズ分析については、大学等関係機関の協力も得ながら、文献資料を活用した。

12章 認定基準に適合していることの説明

	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	都市マスタープランでは、都市の機能配置のなかで、熊本駅周辺を含む市街地の中心市街地には、九州中央域の県都にふさわしい行政、金融、情報通信及び教育文化などといった高次の都市機能の新たな集積をめざすとしている。 平成18年5月には、郊外型大規模商業施設の計画に対し、都市計画法に基づく開発行為の許可はできないものと判断した。
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	個別事業に関しては、実践的・試行的活動に取り組んでおり、また、都市計画法やその他法令に基づく種々の計画と整合を図った計画となっている。(11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項参照。)
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	4から8までの事業は、事業の措置を記載しているとともに、事業の実施による活性化への寄与について検討している。
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	掲載している各事業の実施が、数値目標の達成に寄与することを合理的に説明している。
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	概ねの事業において、事業主体は特定されており基本計画に記載済みである。 なお、事業主体が特定されていない事業については、関係者による協議により決定されることから、事業主体が特定される見込みは高い。掲載している事業は、その検討経緯から民間事業も含めて主体が特定されている。
	事業の実施スケジュールが明確であること	掲載している事業は、計画期間内において完了若しくは、着手できる見込みである。